

別紙

公安委員会は、駐車禁止除外指定車標章の交付に係る申請の内容が、次の青森県道路交通規則第4条第1項第4号イのただし書に規定する車両（同項第3号リからクまで）、同号ハ又はニのいずれかに該当するときは、駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）を交付するものとする。

- 第4条第1項第4号ただし書に規定する車両（第4条第1項第3号リからクまで）
リ 信号機、道路標識その他の交通安全施設の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両
ヌ 電気、ガス、水道、電話、鉄道の踏切等保安装置の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両
ル 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両
ヲ 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師が緊急往診のため使用中の車両
ワ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両
カ 報道機関による緊急取材のため使用中の車両
ヨ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条第1項に規定する執行官が執行官法（昭和41年法律第111号）に基づく職務の執行のため使用中の車両
タ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する犬の捕獲のため使用中の車両
レ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する臨検検査のため使用中の車両
ソ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両
ツ 檢察官、検察事務官及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により、司法警察職員として職務を行うべき者が犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行及び検証のため使用中の車両
ネ 総務省設置法（平成11年法律第91号）に規定する電波の監視若しくは電波の質のは是正又は不法に開設された無線局若しくは不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
ナ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、国又は地方公共団体が感染症の発生の予防及びまん延の防止のため使用中の車両
ラ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する国又は地方公共団体による虐待を受けている児童の保護等のため使用中の車両
ム 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴税吏員が滞納処分のため使用中の車両
ウ 刑務所、少年院又は少年鑑別所が行う収容、護送業務のため使用中の車両
ヰ 更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察官が保護観察業務のため使用中の車両
ノ 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する登記官が土地建物実地調査のため使用中の車両
オ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
ク リからオに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両

第4条第1項第4号

- ハ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。）を掲出しているもの（（ホ）にあっては昼間（日の出時から日没時までの時間

をいう。)に、(八)にあっては青森県内に限る。)

- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者
- (ロ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者
- (ハ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3の1の(1)に定める重度の障害を有する者
- (ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
- (ホ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1003号）に規定する小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の9の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に限る。）
- (ヘ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、公安委員会が移動が著しく困難である者と認めるもの
- 二 法第51条の8第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため現に使用する車両で駐車禁止除外指定車標章を掲出しているもの